

第4次千葉県青少年総合プラン 概要

1 計画の概要

【計画策定の趣旨】
 情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化している。
 こうした中、国においては、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組むため、令和3年4月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。
 県においても、国の大綱を踏まえ、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むため、新たな計画を策定する。

2 計画の基本的な考え方【子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題】

(1) 社会全体の環境の変化と課題

- **少子化の進行** (本県の出生数 S48 (ピーク時) :8万2,960人、R2 : 4万168人)
 - ・子ども同士が触れ合う機会の減少に伴うコミュニケーション能力不足等を解消するための体験活動等の推進
 - ・学校の小規模化・統廃合に対応した質の高い学校教育の維持
- **グローバル化の進展** (千葉県の外国人数 R3 16万2,830人 H23に比べ47%増)
 - ・多言語による情報提供、相談対応等の支援の充実
- **生命・安全の危機** (10-39歳の死因の第1位が自殺、生命に関わる虐待事件や交通事故の発生 等)
 - ・相談体制の充実
 - ・交通安全に係る啓発活動、交通安全教育の推進
- **格差拡大への懸念** (新型コロナウイルス感染拡大による社会的・経済的に恵まれない家庭への学力や健康等への影響)
 - ・家庭の社会的・経済的背景に関わらず、子ども・若者が健やかに成長できるよう取組みの推進
- **孤独・孤立の顕在化** (内閣官房調査「孤独感を感じる割合」20代:44.4%、30代:42.2%、全年齢平均:36.4%)
 - ・自殺やひきこもり等、孤独・孤立が背景として指摘される社会問題への適切な対応
- **低い自己肯定感** (ユエフ国際調査「精神的幸福度」日本は38か国中37位)
 - ・豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育む教育の推進
- **価値観やライフスタイルの多様化** (グローバル化や情報化等による価値観やライフスタイルの多様化)
 - ・年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、その人らしく生きていくことができる社会づくり
- **情報化の進展** (内閣府調査「青少年(10-17歳)のインターネット利用率」97.7%)
 - ・インターネットの情報等を正しく理解し、適切に判断・運用できる能力(インターネットリテラシー)の向上
- **SDGsへの社会的関心の高まり** (2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標の推進に対する関心の高まり)
 - ・子ども・若者へのSDGsの理念の啓発、SDGsの担い手としての育成
- **子どもの権利に対する意識の低さ** (公社セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの権利条約」を聞いたことがない人の割合) 子ども31.5%、大人42.9%)
 - ・子ども・若者の人権・権利への理解向上と保障の徹底 ※子ども:15-17歳、大人:18歳以上
 - ・子どもの権利条約が定める「参加する権利」(意見表明の機会、政策形成過程への参画)の促進

【計画の位置づけ】
 ①「子ども・若者育成支援推進法」に基づく都道府県子ども・若者計画
 ②県総合計画や関係計画との整合性を図る。

【計画期間】
 令和5年度から令和9年度までの5年間

【計画の対象者】
 子ども・若者(青少年):乳幼児期から青年期(概ね30歳未満)まで
 ※施策によりポスト青年期(40歳未満)まで

(2) 子ども・若者が過ごす「場」における状況の変化と課題

場	状況・課題
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣の乱れと運動能力の低下 ○ひきこもりの長期化 ○ヤングケア問題の顕在化 ○ひとり親世帯における高い貧困率 ○児童虐待等、家庭内トラブルに係る相談件数の増加 ○子育て中の保護者の孤立化 ○理想の子ども数及び予定子ども数の減少 ○子育てコストの増加と多様化
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の多忙化 ○学校の小規模化及び統廃合 ○学校教育のICT化 ○児童生徒の多様化 ○いじめ、自殺、不登校等生徒指導上の課題の多様化・複雑化
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の教育力の低下 ○地域社会における担い手不足 ○若者の移住・定住への関心の高まり
情報通信環境(インターネット空間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT活用能力の重要化 ○インターネット利用者の低年齢化と利用時間の長時間化／SNS上のトラブルやいじめの増加
就業(働く場)	<ul style="list-style-type: none"> ○若者の早期離職 ○外国人労働者の増加 ○起業意識の低さ ○高止まりしている若年無業者(ニート)数 ○国際競争の激化 ○各産業における新規就業者の減少

【参考】
 ○児童虐待相談件数 H28年度:7,910人 R3年度:11,870人
 ○世話をしている家族がいる小学6年生の割合 R3:6.5%(厚生労働省調査)
 ○小・中・高(公立)合計不登校児童生徒数 H28年度:8,305人 R3年度:12,221人
 ○小・中・高・特支(公立)合計のいじめ件数 H28年度:31,617件 R3年度51,478件
 ○全校種の月あたり平均時間外在校等時間 R2.11:45時間58分
 ○東京圏在住20代の地方移住への関心 R元.12:32.1%、R4.6:45.2%(内閣府調査)
 ○地域運営組織の活動上の課題として担い手不足を挙げた割合 R3:84.5%(課題第1位)(総務省調査)
 ○SNSに起因する被害児童数 H28:1,736人 R3:1,812人(警察庁調査)
 ○未就学児から高校生までのフィルタリングサービスを利用していない割合 R4調査:47.1%(総務省調査)
 ○若年無業者(15-39歳)数 H28:77万人、R3:75万人(総務省調査)
 ○公立学校で日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 H28:1,477人 R3:2,193人

第4次千葉県青少年総合プラン 概要

※第4次プランから新設した「目指す姿」「施策の柱」「基本目標」「基本方策」「施策の方向性」を赤字で示しています。

2 計画の基本的な考え方【目指す姿、施策の柱、基本目標、基本方策、施策の方向性】

「社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人ひとりの可能性を広げる千葉」に向けて、「4つの施策の柱」「8つの基本目標」「20の基本方策」「20の基本方策」を示し、施策を推進していく。

目指す姿	4つの施策の柱	8つの基本目標	20の基本方策	施策の方向性
若者一人の みひんとなり での成長 可能性を 支え、 広げ、 子ども・ 若者	Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進	自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保	①健康と安全安心の確保	基本的な生活習慣の形成、体力向上、交通安全教育の推進、防災教育の推進、消費者教育の推進、飲酒・喫煙防止、思春期保健対策の推進、DV予防教育の推進
		共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進	②社会を生き抜く力の育成	確かな学力の向上、読書活動の推進、体験活動の推進、環境学習の推進、福祉教育の推進、文化芸術に触れる機会の創出、道徳教育の推進、人権教育の推進
		きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実	③子どもたちの可能性を引き出す教育の実現	教職員の質・教育力の向上及び多様な専門性を持つ職員等との連携、教職員の働き方改革の推進、高等学校の魅力化・特色化、学校における指導体制の充実、私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携の推進、情報活用能力を育むICT利活用の推進
		非行・被害防止	④多様な学習ニーズに対応した教育等の推進	共生社会の実現に向けた啓発等、男女共同参画に係る教育の推進、特別支援教育の推進、障害のある人の学校卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実、外国人の子ども等への支援、性的指向・性自認(性同一性)に関する理解促進
IIの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止		非行・被害防止	⑤子ども・若者の社会参画の促進	社会形成に参画する態度を育む教育の推進、社会貢献活動の推進
		世界を舞台に活躍する能力の育成	⑥職業能力の習得／就労支援の充実	キャリア教育の推進、若者の就労支援、社会変化に対応した学習や学び直しの機会の充実、労働者の権利保護
		若者の新たな挑戦の応援	⑦総合的な相談・支援体制の整備	千葉県子ども・若者支援協議会の運営、千葉県子ども・若者総合相談センターの運営、学校における相談体制の充実、地域における相談・支援体制づくり、アトリーチ（訪問）型支援の充実
		地域社会の連携の強化	⑧様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	不登校児童生徒に対する支援、いじめ防止対策、中途退学の未然防止と高校中退者に対する支援、自殺防止対策、ひきこもりに対する支援、ニートに対する支援、ヤングケアルに対する支援、慢性疾病を抱える児童等や子ども・AYA世代がん患者への支援
IIIの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援		若者の新たな挑戦の応援	⑨障害のある子どもへの支援	ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化、地域における相談支援体制の充実、医療的ケア児に対する支援の充実
		世界を舞台に活躍する能力の育成	⑩子どもの貧困対策の推進	学習支援・就学支援の充実、安定した生活の確保や自立の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、支援につなぐ体制の整備
		若者の新たな挑戦の応援	⑪非行・犯罪防止と立ち直り支援	非行・犯罪防止活動の推進、立ち直り支援、薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）
		地域社会の連携の強化	⑫虐待・犯罪等の被害防止	児童虐待防止対策、社会的養護が必要な子どもへの支援の充実、少年の福祉を害する犯罪への対策、犯罪被害に遭った子どもへの対応、相談体制の充実
IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり		世界を舞台に活躍する能力の育成	⑬世界を舞台に活躍する能力の育成	外国語教育の充実、多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成、郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進、理数系教育の充実、起業家精神を有する人材の育成、ESD教育の推進
		若者の新たな挑戦の応援	⑭若者の新たな挑戦の応援	次世代競技者の育成、次世代芸術家の応援、様々な分野で担い手となる若者の応援、起業・創業を目指す若者の応援、若者の移住・定住・二地域居住の応援
		地域社会の連携の強化	⑮子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援	教職員の質・教育力の向上、学校における相談体制の整備、医療・保健関係専門職の養成・確保、児童福祉に関する専門職の養成・確保、少年補導に関する担い手の養成・確保、青少年育成活動の担い手の育成・確保
		社会環境の整備	⑯子ども・若者を守る環境の整備	青少年相談員活動の充実、市町村・民間関係団体等との連携
	社会環境の整備	⑰家庭・学校・地域の連携	⑰家庭・学校・地域の連携	家庭教育への支援、地域とともにある学校づくり
	社会環境の整備	⑱子ども・若者を守る環境の整備	⑱子ども・若者を守る環境の整備	子ども・若者にとって有害な環境の浄化、自主防犯意識の向上と防犯対策の推進、交通安全対策の推進
	社会環境の整備	⑲情報社会への対応	⑲情報社会への対応	スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進、インターネット適正利用に向けた広報啓発、情報教育の推進
	社会環境の整備	⑳子どもを育てる環境の整備	⑳子どもを育てる環境の整備	健康で安心な子育て環境づくりと経済的負担の軽減、働きながら生み育てやすい環境づくり、男女が協力して子育てできる環境づくり、待機児童解消に向けた保育所整備等の推進、保育人材の確保と資質の向上、多様な子育てサービスの充実、企業参画型子育て支援の推進